

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主はじめ、取引先、従業員、サービス利用者等のステークホルダーの信頼に応え、安定的に企業価値を増大させていくことにあります。事業活動の継続と安定的な企業価値向上のためには、経営の健全性と透明性を確保することが必要不可欠であり、経営に対する監督・監査機能の充実を図ることは経営上の最重要課題の一つであると捉えております。

当社では、経営に対する監督及び監査が実効的に行われるよう、社外監査役3名を取締役会の構成メンバーとしております。また、監査役として弁護士や公認会計士等の有識者をコーポレート・ガバナンス体制に組み入れることで、役職員にコンプライアンス意識の強化を促し、徹底したリスク管理の実現に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮本 邦久	1,854,100	28.56
長野 貴浩	1,213,500	18.69
RIP2号R&D投資組合	660,000	10.17
MICアジアテクノロジー投資事業有限責任組合	428,270	6.60
MICイノベーション4号投資事業有限責任組合	368,713	5.68
松嶋 さえ子	259,000	3.99
投資事業組合オリックス10号	237,500	3.66
株式会社アドウェイズ	196,000	3.02
株式会社アイレップ	177,000	2.73
ネットマーケティング従業員持株会	156,000	2.40

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、2017年2月24日現在の情報を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
山邊 圭介	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山邊 圭介		該当事項はありません。	経営戦略コンサルティングファームで、自動車、部品、建設・住宅、航空、消費財など幅広い業界において、営業・マーケティング戦略、ブランド戦略、事業再生戦略の立案・実行支援に豊富な経験を持ち、近年では新興国戦略の分野においても数多くのプロジェクトを手掛けております。その経験及びノウハウを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。なお、同氏は当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うことにより情報の共有を図っております。また、内部監査室及び監査役と会計監査人の間の情報交換・意見交換については、四半期毎に開催される会計監査人から監査役への各種報告会へ同席することで三様監査での情報共有を行いながら相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
友常 清	他の会社の出身者													
新井 努	公認会計士													
中野 丈	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

友常 清	該当事項はありません。	上場会社における財務業務や内部監査業務に精通しその経験や知識を活かし、監査体制の強化を期待することができ、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断したためであります。また、新株予約権の付与を除く他、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
新井 努	該当事項はありません。	公認会計士、税理士としての専門的な知識及び実務経験、他社の社外監査役としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したためであります。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
中野 丈	該当事項はありません。	弁護士としての専門的な知識及び実務経験を有しており、当社の適法性確保に大いに貢献していただけたものと考えており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したためであります。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入については、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、及び当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、また、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員のサポートは、管理本部で行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である管理本部が準備を行い、必要に応じて事前説明を行っております。また、管理本部より社外役員へ適時電子メールによる情報伝達等のサポートを実施しております。なお、社外監査役に対しては、内部監査人が連携して監査を行っており、上記の管理本部によるサポートの他、内部監査室が情報共有やその他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会・取締役)

当社の取締役会は取締役4名で構成され、経営の最高意思決定機関として法的決議事項及び経営に関する重要事項を決議事項、協議事項、報告事項として付議し、業務執行の意思決定を行っております。決議事項及び協議事項は、定款及び取締役会規程に則り取締役4名で決議が行われ、報告事項は、必要に応じて執行役員本部長が業務報告のため出席します。原則として、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(監査役会・監査役)

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。常勤監査役は、上場会社における財務業務や内部監査業務の経験や知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、経営監視を実施しております。非常勤監査役は、公認会計士、弁護士であり、それぞれの専門的な知識及び実務経験から当社の適法性確保を考慮し、職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議等の重要会議へも出席し、また社内書類の閲覧等を通じ、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

(経営会議)

当社の経営会議は、社内取締役3名、常勤監査役1名、執行役員本部長4名、並びに本部長に準じる役職者で構成され、経営に関する重要事項を決議事項、協議事項、報告事項(週次報告等)として付議し、迅速な業務執行の意思決定を行っております。原則として、毎週1回開催し、必要に応じて随時開催しております。

(執行役員制度)

当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、権限委譲による意思決定の迅速化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を採用しております。取締役会及び経営会議で決定した方針のもと、与えられた権限の範囲内で、担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

(内部監査室)

当社では、内部監査室を代表取締役直属の監査組織として設置し、専任担当者1名で構成し、監査対象からの独立性を確保しながら、内部監査を実施しております。内部監査では、各部門における業務及び制度の運用が諸法令や各種規程に準拠し、効率的でかつ妥当であるか否かを監査しております。

内部監査にあたっては、年間の監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た後に、当該計画に基づき全部門に対して監査を実施しております。そして、監査結果を代表取締役へ報告した後に、被監査部署へ改善事項の提言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会と監査役制度を採用しており、合わせて社長直轄の内部監査室を設置し、実効的な監督体制のもと、経営の健全性の確保を図っております。また、執行役員制度を導入しており、権限委譲による意思決定の迅速化と効率的な業務執行を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載することを検討しております。なお、当社は、会社情報の適切な開示を実施するため、社内規程として「適時開示マニュアル」を制定し、開示プロセスを明文化するとともに、適時・適切な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時に、定期的に決算説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを設置し、決算情報、適時開示情報などを掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、経営管理部にて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家、取引先、役職員等すべてのステークホルダーに対して企業活動に関する重要な会社情報の適時・適切な開示は当然の責務であると考えており、迅速且つ正確な情報開示を実践してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時・適切にステークホルダーに対して情報を提供することが重要であると認識しており、決算説明会や当社ホームページ等により情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、平成28年8月17日開催の取締役会において、「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を決議しております。当該基本方針の概要は下記のとおりです。なお、当該基本方針については、適宜見直しを実施してまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役はコンプライアンスへの取り組みの重要性を認識し、法令・定款・社会理念・社内規程等の遵守を率先垂範し、コンプライアンス推進体制の維持向上に努める。
- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人はこれを遵守する。
- (3) コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定め、取締役及び使用人が会社に通報できる窓口を用意する。
- (4) 監査役及び監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (5) 内部監査室が「内部監査規程」に基づき、社内各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
- (6) 当社は「反社会的勢力対策規定」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文章または電磁的媒体に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は必要に応じてこれを適時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、損失の危険に対処するため、各種社内規程及びマニュアル等を整備し、適宜最適化する。
- (2) 取締役会等で損失の危機の早期発見と未然防止に努める。
- (3) 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、取締役会において速やかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 取締役会を補完する目的で、社長ならびに本部長以上で構成される経営会議を原則毎週1回実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
- (3) 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」に基づき、当社管理本部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、当社経営会議において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に基づき、管理本部がグループ会社の経営状態、業務状況等を把握し、損失の危機を認識した際には、未然の対処に努める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施する。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- (2) 監査役がその職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。
- (3) 監査役がその職務を補助する使用人は、監査役からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査役からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に遅滞なく報告する。
- (3) 監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

8. 子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役は、子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。

10. 監査役がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に

必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、監査上の重要課題等につき相互理解を深めて改善を行う。
- (2) 監査役は、必要に応じて取締役並びに使用人から情報を収集することができる。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性確保のため「内部統制規程」に基づき、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- (2) 内部監査室は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制について評価する。

また、当社では、組織管理規程、業務分掌規程、職務権限規程によって役職員の組織的位置付けやなすべき業務、職務上の執行権限を明確にするとともに、稟議手続を明確に定めることで適切な権限委譲と組織内の牽制効果を発揮し、健全な経営体制の構築を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令を遵守するとともに、常に社会的常識を備えた行動を心掛け、社会的に批判される反社会的勢力とは一切の関係を遮断するために、当社における方針として、「反社会的勢力に関する基本方針」を定めております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は管理本部として、運用を行っております。具体的には、各事業部門の新規顧客の取引開始時には、事業部門と管理部門にて新聞やインターネット等を用いた新規取引先に関する風評等の事前チェックを行った上で、取引開始を実行するよう体制を確立しております。また、取引先との間で締結する基本契約及び当社の各サービスにおける利用規約では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、規約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

排除・防止体制としては以上ですが、役員及び経営幹部、管理部門担当者を対象として、有識者による反社会的勢力に関する勉強会を開催し、意識の徹底に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

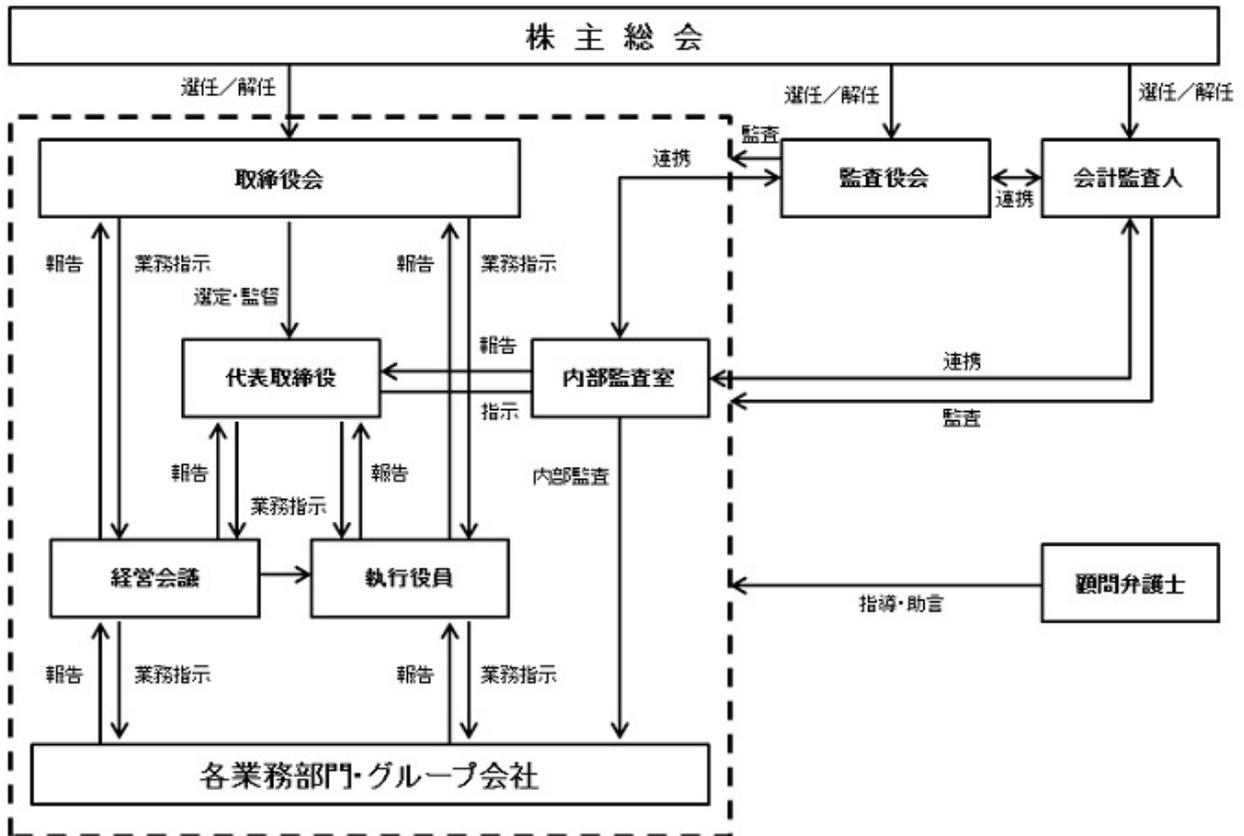
なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来において検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

